

特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合（横幹連合）
会誌「横幹」寄稿投稿規程

改訂 2025年8月29日

改訂 2016年3月1日

改訂 2014年11月1日

制定 2011年12月19日

第1条 本規程は、横幹連合会誌「横幹」（以下、会誌と呼ぶ）への寄稿および投稿の扱いを定める。

第2条 著者のうち少なくとも1名は、会員学会の会員または学生会員（以下、会員と呼ぶ）でなければならない。ただし、編集委員会が承認または依頼したものはこの限りではない。

第3条 記事の原稿（以下、単に原稿）は一般に公表されている刊行物に未発表のものに限る。ただし、編集委員会が承認したものはこの限りではない。

第4条 会誌に掲載される原稿の著作権は原則として本会に帰属するものとし、その詳細は別途定める著作権規程によるものとする。

第5条 原稿は、和文または英文とする。なお、原稿作成は別に定める「横幹」執筆要項に従わなければならない。必要とされる書式は請求があり次第、横幹連合事務局会誌係から執筆者へ送付する。

第6条 会誌に掲載される原稿は、「巻頭言(Preface)」「論説(Opinion)」「解説(Review)」「サーベイ論文(Survey Paper)」「原著論文(Original Paper)」「会員学会紹介(Introduction of Member Society)」「トピック(Topic)」「書評(Book Review)」「編集後記(Editorial Essay)」とする。このうち、「巻頭言」、「書評」、「編集後記」は編集委員会からの投稿依頼による寄稿とし、それ以外は、著者からの投稿または投稿依頼による寄稿とする。

1. 巻頭言(Preface)：学術的、技術的分野にかかわらず、広範な分野における問題提起と、それらの諸問題に対する主張・展望などである。

2. 論説(Opinion)：横幹科学技術の視点からの科学技術論の展開を中心に、横幹科学技術およびそれに関する諸問題の提起、主張、批判、警告、展望などを含んだ学問的または技術的に自由な内容をもったもの。

3. 解説(Review)：横幹科学技術に関連する学問分野における具体的な活動を通じたコトづくり・知の統合の推進に向けた報告と提案を中心に、多数の会員にとって未知の事項を説明したものであって、下記の例が該当する。

(1)横幹科学技術に関して、新しく開発あるいは実践された理論または技術であって、大多数の会員にとって未知であり、これを啓蒙することに意義がある事項。

(2)他の学問、技術分野では周知の問題であっても、会員の大多数にとって未知であり、これを解説することが横幹科学技術の分野で意義のある事項。

4. サーベイ論文(Survey Paper)：コトづくり・知の統合のキーとなり得る概念や方法論を分野横断的な立場で整理したものを中心に、横幹科学技術に関係のある分野の動向に関する独自のサーベイ結果の総合報告。

5. 原著論文(Original Paper)：コトづくりに関するオリジナルな考察や知の統合に向けた新しい概念・枠組み・方法論の提案を中心に、横幹科学技術に関わる独創的な研究結果の報告。

6. 会員学会紹介(Introduction of Member Society) : 会員学会の歴史や活動を、広く会員に紹介するもの。
7. トピック(Topic) : 横幹連合の活動や横幹科学技術の動向に関して広く会員に有用なもの。
8. 書評(Book Review) : 横幹連合に献本のあった書籍のうち、会員に広く有用であると編集委員会が判断した書籍の紹介。
9. 編集後記(Editorial Essay) : 編集委員会からの会員へのメッセージ。

第 7 条 編集委員会からの依頼によって寄稿された原稿は、編集委員会による校閲が行なわれる。その他の投稿された原稿は、編集委員会が指名する 2 名の査読者による査読を行う。掲載の可否は査読あるいは校閲の結果にもとづいて編集委員会が決定する。編集委員会は査読あるいは校閲の過程において著者に対して原稿の改訂を求めることができる。編集委員会が会誌にふさわしくないと判断した原稿は、査読または校閲を経ずに掲載不可とすることができる。

第 8 条 著者は「横幹」執筆要項に従って、編集委員会に書類一式を提出しなければならない。この書類一式が編集委員会に到着した日をもって受付日とする。ただし、改訂を求められた原稿が指定期間内に到着しない場合には、最初の受付日は無効とし、原稿の掲載を否とする。なお、原稿は原則として返却しない。

第 9 条 依頼原稿の掲載料は原則として無料とするが、依頼した原稿より著しく頁数が増えた原稿あるいは横幹連合に委託された事業に関わる原稿については掲載料を課す場合がある。依頼原稿以外の原稿の掲載料は有料とする。掲載料は別途定めるところによる。また、別刷りは会誌が印刷冊子体で発行されるときのみ一部有料で提供され、料金は別途定めるところによる。掲載料、別刷り料は、定められた期限までにこれを納入しなければならない。

第 10 条 原稿の送付先は、横幹連合事務局会誌係 (journal@trafst.jp) とし、Word ファイル、あるいは LaTeX ソースファイルをメールに添付して送付する。

第 11 条 掲載可となった原稿の著者校正は初校のみとし、誤植あるいは原稿の誤記(ケアレスミス)の修正のみとする。

第 12 条 本規程の改廃は理事会において決める。

付 則

1. 本規程は 2011 年 12 月 19 日より施行する。
2. 本規程は 2014 年 11 月 1 日より改訂・施行する。
3. 本規程は 2016 年 3 月 1 日より改訂・施行する。
4. 本規程は 2025 年 8 月 1 日より改訂・施行する。

以上

[付録]

会誌「横幹」掲載料および別刷り料

会誌「横幹」への掲載料および記事別刷り料は以下とする（2019年10月改正）。

(1) 電子ジャーナルのみによる発行の場合

記事分類	掲載料	別刷り料
論説、解説	なし	別刷りの提供はしない。
巻頭言、トピック、 学会紹介		
サーベイ論文	掲載1頁 あたり ¥11,000	別刷りの提供はしない。
原著論文		

(2) 印刷冊子体での発行がある場合

記事分類	掲載料	別刷り料（希望の方のみ）
論説、解説	なし	<input type="checkbox"/> 25部 ¥5,500（税込） <input type="checkbox"/> 50部 ¥10,450（税込） <input type="checkbox"/> 100部 ¥20,350（税込） ＊100部以上は+50部単位での追加が可能です。 以降、金額は、追加50部につき+¥9,900円となります。
巻頭言、トピック、 学会紹介		
サーベイ論文	掲載1頁 あたり ¥11,000	・25部を無料贈呈 <input type="checkbox"/> 25部追加（計50部）¥5,500（税込）。 <input type="checkbox"/> 75部追加（計100部）¥15,400（税込） ＊計100部以上は+50部単位での追加が可能です。 以降、金額は、追加50部につき+¥9,900円となります。
原著論文		

*消費税の改定により、改正される。